

住宅防音事業に係る希望届の提出方法について

東海防衛支局では、住宅防音事業に係る補助金の交付を行っています。

住宅防音事業に係る希望届について、**令和3年4月より、電子メールでの提出**ができるようになります。工事希望者から電子メールを受信した際は、原則、受信日の翌日（受信日が金曜日、土曜日、日曜日の場合は月曜日、また、祝祭日及び年末年始（12/29～翌年1/3）の場合は翌日）までに受信した旨の電子メールを東海防衛支局より返信させていただきますのでご確認ください。（※1）

また、電子メールで提出された希望届の受付可否については、後日、電子メール等にて連絡致します。（※2）

なお、希望届の提出に際しては、以下の点にご注意ください。

委任状について（※3）

- ・原則、希望届は工事希望者（※4）ご本人が提出してください。
- ・工事希望者ご本人以外の者が提出する場合は、**委任状を必ず添付**してください。
- ・委任状は適宜の書式で作成してください。

工事業者等において、委任状を偽装し、又は工事希望者の承諾を得ずに、工事希望者になりすまして希望届を提出したことが判明した場合には、工事希望者の保護の観点から、業者名を公表する場合がありますので、ご注意ください。

東海防衛支局からの電子メールが届かない場合の対処法について

- ・受信拒否設定を解除又は迷惑メールフォルダをご確認ください。
迷惑メールとして受信拒否、もしくは迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がございます。
- ・メールボックスの容量をご確認ください。
メールボックスに空き容量がない場合、電子メールが受信できない場合があります。その場合は、サーバ等の不要な電子メールを削除してください。

（※1）状況により電子メール返信に一定のお時間を要する場合がありますことをご了承ください。

（※2）従前の紙媒体での提出も引き続き受け付けます。その際の審査結果については、はがき等で連絡致します。

（※3）従前の紙媒体での提出についても適用されます。

（※4）原則として住宅の所有者が工事希望者となります。ただし、借家人が防音工事の実施について所有者の承諾を得た場合は、借家人が工事希望者となることができます。

本件に関し、ご質問等がある場合、また、東海防衛支局からの電子メールが届かない場合は下記問い合わせ先までご連絡願います。

【問い合わせ先】 東海防衛支局防音対策課

TEL 052-952-8226

メール juutakubouon-tk@kinchu.rdb.mod.go.jp